

令和 8 年 3 月 25 日
消 防 庁

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の公表

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」を早期に把握し、それらの危険性を評価することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加等に関して検討を行うため、「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討会」（座長：新井充東京大学名誉教授）を開催しました。

この度、調査検討報告書が取りまとめられましたので、公表します。

【報告書の概要】

事故の情報、文献等から、危険物に該当しない物質で火災危険性を有すると考えられる物質（火災危険性を有するおそれのある物質）を抽出し、消防法第2条第7項の危険物に該当する性状を有するかどうかについて検討しました。

また、今年度、「薬事審議会 毒物劇物部会」（事務局：厚生労働省）において、毒物・劇物への指定又は除外を行うことが適当であるとの審議を経て、毒物及び劇物指定令の改正により毒物・劇物への指定又は除外を行う予定の物質は0物質であったため、消防活動阻害性を有するおそれのある物質の調査は実施しませんでした。

調査、検討の結果、今年度は新たに危険物として追加又は類別の変更を行うべき物質は、見出されませんでした。

【別添資料】

「火災危険性を有するおそれのある物質等に関する調査検討報告書」の概要

※報告書全文については、消防庁ホームページに掲載します。

該当URL (https://www.fdma.go.jp/singi_kento/kento/post-171.html)



<問合せ先>

消防庁危険物保安室 根本課長補佐、馬場係長、山上事務官

TEL : 03-5253-7524 (直通)

目的

「火災危険性を有するおそれのある物質」及び「火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質」を早期に把握し、それらの危険性を評価することにより、消防法の危険物又は消防活動阻害物質としての追加を行うことが妥当であるかどうかについて検討を行う。

検討会委員名簿(五十音順)

座長	役職
新井 充	東京大学 名誉教授
委員	役職
朝倉 浩一	慶應義塾大学 理工学部 教授
岩田 雄策	消防研究センター 技術研究部 主任研究官
熊崎 美枝子	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
芝田 育也	大阪大学 環境安全研究管理センター 特任教授
鶴田 俊	秋田県立大学 システム科学技術学部 機械工学科長・教授
番場 啓泰	一般社団法人 日本化学工業協会 環境安全部 部長
三宅 淳巳	横浜国立大学 総合学術高等研究院 上席特別教授

【危険物】(消防法第2条)

・別表第一の品名欄に掲げる物品で、同表に定める区分に応じ同表の性質欄に掲げる性状を有するもの

(例) 塩素酸カリウム、硫化りん、アルキルアルミニウム、ガソリン、軽油、硝酸メチル、アジ化鉛、硝酸 など

【消防活動阻害物質】(法第9条の3)

・圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるもの

(例) 圧縮アセチレンガス、生石灰、無水硫酸、液化石油ガス 毒物及び劇物取締法に規定する毒劇物のうち指定するもの など

検討会開催状況

【第1回検討会】令和7年6月17日(対面開催)

・火災危険性を有するおそれのある物質及び火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質の調査方法について

【第2回検討会】令和7年10月2日(WEB開催)

・火災危険性を有するおそれのある物質及び火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質に係る候補物質について

【第3回検討会】令和8年2月10日(WEB開催)

・調査検討報告書(案)について

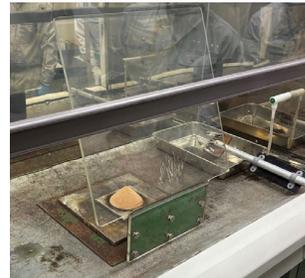
火災危険性を有するおそれのある物質に関する調査検討(危険物)

- 対象物質の調査
国内外の事故事例データベース、化学物質や危険物輸送に関する文献等から対象物質を抽出。
- 危険物に追加する条件
 - ・ 物質の用途、流通状況、入手可能性等を踏まえ、火災危険性評価(危険物確認試験)を実施するか否かについて検討。
 - ・ 火災危険性評価を実施した物質のうち、下表の条件①及び条件②に適合する物質について、消防法の危険物に指定する。

条件①：火災危険性評価(危険物確認試験)において危険物としての性状を有しているもの

条件②：年間生産量等が一定量以上のもの

- 検討結果
右表の物質について、危険物確認試験(消防法第1類の燃焼試験及び落球式打撃感度試験)を実施した結果、**危険物の性状は示さなかった。**第3回検討会(令和8年2月10日)後、試験結果等を公表している。



燃焼試験
(第1類確認試験)



落球式打撃感度試験
(第1類確認試験)

名称	構造式
1-ブromo-3-クロロ-5,5-ジメチルイミダゾリジン-2,4-ジオン (通称名BCDMH)	<p>※主な用途は水処理用の殺菌剤</p>

火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質に関する調査検討(消防活動阻害物質)

- 対象物質の調査
毒物及び劇物指定令の一部改正により、毒物又は劇物に新たに指定又は除外された物質等について調査
- 毒物又は劇物に新たに指定された物質に対する消防活動阻害物質への追加の考え方
消防法上の危険物に該当しない物質で、次の①から④のいずれかの性状を有する物質は消防活動阻害物質に追加する。

- ① 常温で人体に有害な気体であるもの又は有害な蒸気を発生するもの
- ② 加熱されることにより人体に有害な蒸気を発生するもの
- ③ 水又は酸と反応して人体に有害な気体を発生するもの
- ④ 注水又は熱気流により人体に有害な粉体が煙状に拡散するもの

- 検討結果
本年度は令和8年2月10日(第3回検討会)までに「薬事審議会 毒物劇物部会」(事務局：厚生労働省)の開催がなかったため、**調査を要する物質はなかった。**